

バスタ新宿の管理運営に関する検討会開催までの経緯

○平成 12 年～平成 20 年

平成 12 年から日本バス協会とバス事業者が検討を開始。平成 18 年 3 月に「新宿駅南口地区基盤整備事業に伴う高速バスターミナル設置に関する検討会（日本バス協会等）」において、バスターミナルのレイアウトのほか、管理・運得方針等を検討し、国と日本バス協会で以下を整理。

- ・ 道路法に規定する道路の付属物（自動車駐車施設等）にバスターミナルを整備・運営するためには兼用工作物として整理することが必要。
- ・ 兼用工作物のバスターミナルの管理者は公平性、公益性が求められるため、全国の高速バス事業者等を会員とする日本バス協会が関与した組織が必要。

○平成 21 年 9 月

国土交通省と日本バス協会との間で「一般国道 20 号新宿駅南口地区基盤整備事業に伴う交通結節点施設の設置に関する基本協定書」を締結。「施設の施行及び費用負担」、「施設の帰属及び管理」について、甲乙協議のうえ別途協定で定めるとし、乙が一般社団法人等を設立した場合には、甲と一般社団法人等が協定を締結できると規定。

○平成 26 年 5 月

日本バス協会より、協会が中心となって出資する株式会社を設立したい旨の申し出

○平成 26 年 10 月

「東京国道管内高架下等利用計画検討会（学識経験者、関東運輸局、警察署、国土交通省）」において、新宿高速バスターミナル株式会社を設立し、新会社が兼用工作物協定締結者として適格性を有していることについて了承。

○平成 26 年 12 月

新宿高速バスターミナル株式会社設立

会社定款第 3 条において、「当会社が前条に掲げる事業を営むにあたっては、公平公正に業務を遂行するために、公益社団法人日本バス協会の指導監督を受ける」旨を記載。

○平成 27 年 3 月

兼用工作物協定の締結者の適格性について、承認されたことに伴い、今後の手続き等について、国、バス協会、新宿高速バスターミナル会社の 3 社にて「新宿高速バスターミナル株式会社の運営に関する確認書」を締結。

○平成 28 年 3 月

国土交通省（甲）と新宿高速バスターミナル株式会社（乙）との間で、「一般国道 20 号新宿南口交通ターミナルと新宿高速バスターミナルとの兼用工作物管理協定」を締結し、適切な管理運営のための措置として開業後 5 年以内に運営状況を確認して有識者検討会を開催することを規定。

（ターミナル等の適切な管理運営のための措置）

第 17 条 甲は、ターミナル等の適切な管理運営のため、この協定に定められた事項に照らして必要と認められる場合には、乙に対し、必要な措置を命じることができる。

2 前項のほか、甲は、高速バスターミナルの供用開始後 5 年以内に、運営状況を確認し、必要な措置を命じることができる。その際、第三者から意見を聴取するための検討会等を設置し、結果について公表するものとする。

（略）

○平成 28 年 4 月

バスタ新宿 オープン

○令和 3 年 3 月

国土交通省と新宿高速バスターミナル株式会社との間で有識者検討会の開催について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて延期することについて協議し同意。

○令和 6 年 3 月

第 1 回 バスタ新宿の管理運営に関する検討会 開催